

行動計画

株式会社 アイペック

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 :

平成 29 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成 26 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 26 年 10 月～ ノー残業デーの実施

目標 2 :

平成 29 年 3 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人当たり年間 540 時間未満とする。

<対策>

- 平成 26 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成 26 年 9 月～ 管理職を対象とした意識改革の為の研修を行う
- 平成 27 年 4 月～ 社員への周知(管理職との面談、産業医との面談)